



琉球大学

University of the Ryukyus

Title	4. 沖縄市の地域自治組織
Author(s)	仲宗根, 亨
Citation	地域自治組織の現状と課題 - 調べてみて、こんなに独特 いろいろ創意工夫、沖縄の自治会 -: 80-87
Issue Date	2010-02-05
URL	http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/25775
Rights	

琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



4. 沖縄市の地域自治組織

全体要約

沖縄市は1974年（昭和49年）4月1日 コザ市と美里村が対等合併して誕生した。

沖縄市の37自治会の公民館施設のうち19の自治会館は社会教育法上に位置づけされた「学習等供用施設」、つまり社会教育法上の「公民館」として設置・運営されており、一定区域内の住民のために、その地域の住民が地域社会活動の目的達成や問題解決のために公民館を通して各種の事業を行っている。

今回、軍用地として土地摂取され、一部返還された地域の2自治会を調査した。

その2自治会は戦後急速に発展してきた地域で、また、発展に伴って住民も倍近く増えてきた地域である。その地域では軍用地として土地摂取された元住民で構成される郷友会組織などがあり、地域外のメンバーも含めた自治公民館と類似する活動やさらに戦前から字の行事として行ってきた祭事等を行っている。

そのような背景において、軍用地として土地摂取された元住民などで構成される組織と自治会がどのように関係性を保ち、今後、お互いがどのようにして地域社会活動の目的達成や問題解決のために共同で活動を行っていくのかが重要な要素といえるであろう。

序説

1) 沖縄市地域自治組織の経緯と概況

沖縄市の地域自治組織は、その一部が社会教育法上に位置づけされた「学習等供用施設」として設置・運営されており、一定区域内の住民のために、その地域の住民が地域社会活動の目的達成や問題解決のために公民館を通して各種の事業を行っている。

しかし、今回の調査は、社会教育法上の公民館となっていない二つの自治会を選んだ。中の町自治会と泡瀬自治会を調査対象とした大きな理由は、この二つの地域は戦後軍用地として土地摂取された旧住民の組織（郷友会）と新住民との関係構築に自治会がどのように関係の構築がされているのかに着目して調査を行ったからである。

中の町自治会：現在、老人会が盛んに活動し地域活動の核となっている。青年会が活動休止となってから数年たっており、会の立ち上げが課題となっている。地域が高齢化しており、自治会費を徴収することも難儀な年齢に達している一人暮らしの家庭が増えている。また、そのような家庭においては、地域から出て行ったほかの地域に住んでいる息子、娘に自治会費を徴収させたりする班長も出始めている。一方、郷友会として活動している「上地郷友会」という組織があり、戦後軍用地として土地摂取された住民を中心に活動を行っ

ている。その組織は字の旧暦の行事催行を行っており、従来の伝統や文化でつながった組織で、その組織は会員の連帯意識は強く、各世代間、会員同士の交流も盛んである。また、区の運営にも関心が強く、1958年頃（昭和33年頃）「上地郷友会」を中心にまちづくりの中核を担う公民館建設の資金造成やその後の敷地賃借料などの援助を行って、中の町自治会の発展に協力してきた。

泡瀬地域：大正末期頃、泡瀬地域にはシルー（白：政友会）、クルー（黒：民政党）と呼ばれる勢力争いが区長の争奪戦にまで及び、その影響で住民は精神的苦痛を受けていた。その対立抗争生む要因であった大きな字を5区制に分割し、その5区を束ねる連合自治会という組織へ移行した。

その制度へ移行された当初から従来の字の事務（全区民対象の行事や祭事・拝所の管理、地域の土地保全と開発等）は現在、「泡瀬復興期成会」にて継承しており、地域の歴史的文化的行事を通して、会員の連帯意識は強く、各世代間や老人会・婦人会・青年会の活動、会員同士の交流が盛んに行われている。一方、泡瀬自治会においては、地区の約75%が新住民となっており新規の会員の獲得や活動休止となった青年会の立ち上げが課題となっている。

2) 自治体と地域自治組織との関係

沖縄市の37自治会の公民館のうち19の公民館は、社会教育法上に位置づけされた「学習等供用施設」として、つまり社会教育法上の「公民館」として設置・運営されており、一定区域内の住民のために、その地域の住民が地域社会活動の目的達成や問題解決のために公民館を通して各種の事業を行っている。

沖縄市と地域自治組織との関係は、各自治会独自の陳情や要請等、また、沖縄市との契約*1により様々な事務を行い*2地域との関係を築いている。

*1 事務委託者手当

「沖縄市連絡事務委託要綱」による事務委託料が支払われている。（要綱では自治会区域の代表者としているが、殆ど自治会長が事務委託者となっている）

イ) 均等割	160,000円	
ロ) 世帯割	500世帯まで	1世帯あたり70円(¥35,000)
ハ) 501～1,000世帯まで		1世帯あたり69円(¥69,000)
ニ) 1,001～1,500 "		1世帯あたり67円(¥100,500)
ホ) 1,501～2,000 "		1世帯あたり49円(¥7,154)
ヘ) 2,001世帯以上		1世帯あたり40円

*2 沖縄市条例「沖縄市連絡事務委託要綱」より

	委託事務	委託事項の内容
1	市報の配布	沖縄市報を各世帯へ配布
2	申告書に関する事項	市税の申告書配布及び回収に関する事項
3	土地に関する事項	関係地主への連絡
4	徴税に関する事項	市税の徴収に関する協力
5	企画に関する事項	市民への連絡及び調査に関する事項
6	財政公表の配布	財政公表を各世帯へ配布
7	連絡及び調査事項	市民への連絡及び調査に関する事項
8	保健衛生に関する事項	市民への連絡、調査及び検査等に関する事項
9	調査連絡に関する事項	市民への連絡、調査及び配布に関する事項
10	福祉年金に関する事項	福祉年金の裁定及び支払いの連絡等に関する事項
11	国民年金（拠出制）に関する事項	国民年金（拠出制）の資格得喪給付及び広報に関すること
12	援護事務に関する事項	事務連絡及び調査に関する事項
13	福祉事務に関する事項	福祉事務に関する調査及び連絡に関する事項
14	その他福祉に関する事項	関係者への連絡その他
15	産業に関する事項	第一次産業に関する調査連絡
16	商工観光に関する事項	市民への連絡及び宣伝ビラ、ポスター配布
17	工事その他に関する事項	地主及び関係者への連絡その他
18	道路に関する事項	維持管理に関する地域住民の指導に関する事項
19	土木に関する事項	潰地に関する地主との折衝、施行に対する協力及び工作物の撤去に対する折衝
20	火災予防への協力	火の用心、宣伝ビラ配布
21	水道に関する事項	関係者への連絡その他
22	市民への連絡	市民への連絡及び宣伝ビラ、ポスター等の配布
23	幼稚園に関する事項	幼稚園児募集の地域住民への呼びかけに対する協力、要綱の配布
24	選挙管理委員会に関する事項	関係者への連絡その他
25	農業委員会に関する事項	関係者への連絡、申告書用紙等の配布及び回収
26	その他必要事務	市長が必要と認める事項

1 節 中の町自治会

1) 調査方法

調査は以下の通り、二時間程度、聞き取り・字史その他の調査を行った。

調査日時 2009年10月29日（木）19:00～

調査場所 中の町自治会

調査対象者 伊禮 幸子 中の町自治会会長

調査員 仲宗根 亨

2) 歴史的経緯

1945年（昭和20年）全域が米軍用地に接収されたが、1952年（昭和27年）に一部が返還され、1953年（昭和28年）解放された跡地と隣接する「諸見里」の一部を含み、新しい町名を公募し選ばれた地名（行政区）の「中の町」が成立した。

3) どのような仕事をしているのか（伝統行事、相互扶助、親睦、陳情等）

親睦行事として公民館講座、生年祝い、もちつき大会（交流会）、敬老会、運動会と文化祭は隔年開催、そのほか地域美化活動や地域防犯活動が行われている。また沖縄市からの

受託事務で示されている住民への連絡や調査に関する事項を行っている。

4) どのようにするべきことが決定されているか（合意形成手続きと仕組み）

総会（年1回）を最高議決機関としており、その他、評議委員会（班長代表）、各種委員会（4委員会、各年数回）を経て決定されていく。

5) どのように実施されているか（実施体制と手順）

自治会運営には、会長（1名）、副会長（1名）、運営委員（若干名）幹事（2名）、班長で構成されている。会長に関しては、中の町自治会選挙規定に基づいて選出され、副会長以下、その他の委員等は会長が推薦し、評議委員会の承認を得て選出される。尚、上記役員の任期は2年（班長は1年）で、後任者が就任するまで在任することになっている。

また、自治会長は旧住民で構成される「上地郷友会」と新住民との交代での選出である。

6) どこから活動資金を得ているか

①主な収入

イ) 自治会費	44.6%	(一世帯あたり/月額500円)
ロ) 繰越金	29.6%	
ハ) 会館利用料	13.3%	
ニ) 寄付金	3.3%	
ホ) 助成金	4.4%	
ヘ) 運営補助金	1.5%	
ト) その他	3.3%	

②主な支出

イ) 会議費	6.0%
ロ) 人件費	32.4%
ハ) 事務費	6.6%
ニ) 事業費	13.8%
ホ) 管理・運営費	33.6%
ヘ) 積立金	3.3%
ト) 予備費	4.3%

※一自治会当り定額 100,000円と人口割による「沖縄市自治会運営補助金」がある。

7) メンバーシップ（加入資格、義務と権利、会員数、加入率）

①会 員 原則として自治会内に居住する住民及び営業をなす者としている。

②会 費 任意に希望した者、但し、公費の援助を受けている者は免除することができ

る。

③議決権なしで、会費は月500円

④義務と権利 会員は議決権あり

⑤人口は4,445人で会員数は1,919世帯のうち約700世帯が加入。加入率 27,0%

8) 自治組織の法的位置づけは何か(任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人) 任意団体である。

9) まとめ

「中の町」という行政区の特徴は、かつて官公庁の町で法務局、税務署、裁判所、郵便局、社会福祉事務所などの機能がこの地域に集約され、そのような施設が集約されると人が集まり、人が集まるとそこに飲食の需要が生まれ、公的な建物の隙間を埋めるようにしてその地域の大部分がそのような背景で形成された地域である。しかし、現在はかつての官公庁の町としての面影はなく、飲食街が残されるように存在し、その地域においては高齢化が非常に顕著であり、区費徴収もままならない住民も存在している。そのような地域課題を主に旧住民で構成している郷友会組織が自治会活動等に組織として直接的なコミットはしていないにせよ、間接的にとても重要な役割を果たしているといえる。

2節 泡瀬自治会

1) 調査方法

調査は以下の通り、一時間程度、聞き取り・字史その他の調査を行った。

調査日時 2009年12月16日(木)14:00~

調査場所 泡瀬自治会

調査対象者 桑江 良哲 泡瀬自治会長

調査員 仲宗根 亨

2) 歴史的経緯

戦後は泡瀬全域が軍用地として接収され、その地域に住んでいた住民は桃原・古謝に移住した。1963年頃(昭和38年頃)内海が干拓されたのちに1977年(昭和52年)に米軍の泡瀬通信基地の大部分が返還され、跡地に1987年度(昭和62年度)国民体育大会(海邦国体)の主会場となる沖縄県総合運動公園が建設された行政区である。

3) どのような仕事をしているのか(伝統行事、相互扶助、親睦、陳情等)

親睦行事として夏まつりや文化まつり、新年会、敬老会、そのほか地域美化活動が行わ

れている。また、沖縄市の要綱で示されている住民への連絡や調査、市に対する申請・要請を行っている。今年度、「公民館・体育館であそぼう」という施設の無料開放イベントを行った際には会員・無加入者関係なく多くの住民が連携・協力し大いに盛り上がった。

4) どのようにすべきことが決定されているのか（合意形成手続きと仕組み）

班長会、専門部会、正副会長会、役員会、区民総会の5つの組織を経て決定されていく。その中でも総会（定期総会と臨時総会）が最高議決機関として会則の改廃や活動計画、予算・決算の議決機関としているが、役員会においても同様の事項を議決できるとしている。

5) どのように実施されているのか（実施体制と手順）

自治会役員には、会長（1名）、副会長（3名）、理事（24名）、幹事（3名）で構成されている。自治会運営には、役員会（理事）、正副会長会、専門部会（総務、文化、体育部会）、班長会で構成され、総会が最高議決機関としており、定期総会と臨時総会としている。泡瀬自治会長選挙規定に基づいて会長は選出され会長・役員任期は2カ年とし、但し会長の任期は最長3期までとしている。副会長は会長が任命し、理事は役員会から推薦された者と老人会、婦人会、子ども育成会、青年会の会長（或いは副会長）をもって充てている。

6) どこから活動資金を得ているか（会費、資産、補助金、区長手当）

① 主な収入

イ) 自治会費	61.5%	(一世帯あたり/月額500円)
ロ) 補助金	6.0%	
ハ) 加入金	1.0%	
ニ) 受入助成金	4.0%	
ホ) 行事収益金	4.0%	
ヘ) 寄付金	0.5%	
ト) 受取利息	0.5%	
チ) 雑収入	4.0%	
リ) 公民館利用料	17.0%	
ヌ) 前期繰越金	2.0%	

② 主な支出

イ) 会議費	1.8%	(主な内容: 会議費)
ロ) 事務運営費	28.4%	(主な内容: 会長報酬、各手当など)
ハ) 運営費	39.8%	(主な内容: 消耗品、備品費、水道光熱費など)
ニ) 行事費	13.7%	(主な内容: 夏まつり、敬老会、新春大会など)
ホ) レク研修費	3.6%	

へ) 助成金	1. 3 %
ト) 手当	7. 9 %
チ) 雑費	0. 8 %
リ) 退職金積み立て	1. 6 %
ヌ) 選挙管理費	1. 0 %
ル) 予備費	1. 3 %
③ 施設（体育館）収入	
イ) 利用料	78. 1 %
ロ) 雑収入	5. 6 %
ハ) 前期繰越金	16. 3 %
④ 施設（体育館）支出	
イ) 給与	31. 8 %
ロ) 賞与	8. 1 %
ハ) 雑給	6. 2 %
ニ) 修繕積立金	5. 6 %
ホ) その他	48. 3 %（主な内容：消耗品費、水道光熱費、修繕費など）
※一自治会当り定額 100, 000円と人口割による「沖縄市自治会運営補助金」がある。	

7) メンバーシップ（加入資格、義務と権利、会員数、加入率）

- ①会 員 区域に住所を有し、会費を納入している住民及び事業所（但し、事業所は賛助会員）としている。
- ②会 費 任意に希望した者、但し、生活保護を受けている世帯及び役員会が認めた困窮世帯は会費を免除することができるとしている。
- ③議決権なしで、会費は月500円
- ④義務と権利 会員は議決権あり（但し、賛助会員は議決権を有しない）
- ⑤人口・世帯数構成 人口は8, 990人で会員数は3, 146世帯のうち約830世帯が加入。加入率は27%

8) 自治組織の法的位置づけは何か（任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人） 任意団体である。

9) まとめ

「泡瀬」という行政区の特徴は、新興住宅地の造成が進み、多くの地域から移り住む住民が増え、地域の人口も増加している。自治会会員構成比率としては新住民75%で旧住民が25%となっており、加入率は減少傾向が続いている。対して、泡瀬区には「泡瀬復興

期成会」という旧住民を中心に構成している団体があり、その団体は字としての祭祀と拝所の管理を行っており、地域の歴史的文化的行事を通して、会員の連帯意識は強く、各世代間や老人会・婦人会・青年会の活動、会員同士の交流が盛んに行われている。

そのような地域性を鑑みると様々な連携の可能性も含めて、旧住民・新住民の地域活動のつながりの組織として泡瀬自治会の役割は大きいといえる。

結節

今回の調査結果から、中の町自治会、泡瀬自治会ともに地域自治組織としての機能を果たして行くには、旧住民が中心となる組織との連携は必要不可欠と考える。現状の自治会への加入世帯が減少傾向での地域自治組織の弱体化や郷友会においても一世時代には強固だった基盤も二世、三世になるに従ってゆらいでいく可能性もある。そういう現状をお互い見える形で連携し、その他の住民を巻き込み、特に若者たちの自治会への参加を促し、時代に即した地域づくりが求められている。

参考文献

「泡瀬誌」100頁～105頁

「上地誌」182頁～183頁

「角川日本地名大辞典：沖縄県」179頁

「ふるさとの顔（コザ市・美里村）沖縄タイムス（1966年）」

「広報 おきなわ」2001, 2月号、2002, 5月号

「あわせだより」2009, 8月号